

1 六法を引く 表紙裏にある「法令名索引」で掲載ページを見つける。  
ネットの場合は、「法令名の用語索引」に入力する。

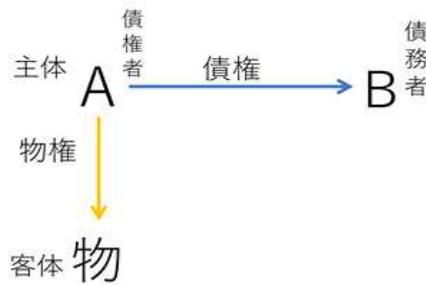
- (1) 憲法 9条
- (2) 刑法 199条、202条、211条 → 自動車運転致死傷法
- (3) 民法 1条、175条、399条、521条、709条、725条、882条

2 民法の内容 財産法と家族法

- (1) 民法典の構造
 

第一編 総則 1条以下 第二編 物権 175条以下 第三編 債権 399条以下	}	財産法 1896 (明治 29) 年公布
第四編 親族 725条以下 第五編 相続 882条以下	}	家族法 1898 (明治 31) 年公布

- (2) 物権と債権の峻別
  - 物権：物に対する権利
  - 債権：人に対する権利



- (3) 請求権と抗弁権
  - 裁判における攻撃と防御

- (4) 請求権の発生原因
  - ①物権 ②債権 ③親族関係

3 民法の歴史

(1) 明治維新

A 鹿鳴館

安政5年(1858年)に幕府と欧米列強5ヶ国との間に締結された不平等条約(修好通商条約)を改正し、治外法権を撤廃するために、明治政府は近代法典の整備を企てた。

列強の中のフランス(ナポレオン法典)とドイツ(当時最新の草案が発表されており、欽定憲法を持っていた)の法典に依拠して、作業を進めた。

B 旧民法(成立するが施行されず)

明治3年(1870年)に開始。明治9年にフランス民法の翻訳に近い法案を作成したが、実現せず。

明治12年、フランス人のボワソナード(政府の強い要請で来日)に民法の起草を命じた。但し、家族法は、わが国の風俗習慣を考慮しなければならないので、日本人の起草委員が担当した。明治23年に完成。

明治24年、法典論争開始。穂積八束「民法出テテ忠孝亡フ」

結局、法律は制定されたが、施行が凍結された。

C 明治民法

明治26年に、法典調査会を設置して、日本人起草員により財産法も修正案を作る。

総則・物権・債権の3編は、明治29年に公布、親族・相続編は明治31年に公布されて、

両者共に明治31年に施行された。

→ 明治民法：家制度：家督相続：戸主：親族会

(2) 昭和の大改正 家制度の廃止 明治民法の抜け殻

大日本帝国憲法：天皇主権、男尊女卑 → 日本国憲法：国民主権、男女平等